

福島会との災害時の応援に関する協定を締結

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、平成29年6月末現在で、20市町村と協定を締結してきましたが、3.11の東日本大震災を経験し、予測しがたい大規模災害時において、地方公共団体等からの支援要請に単位会のみでは、十分な支援活動を行うことが困難な場合が想定されます。

このようなことから、平成29年5月17日、福島県行政書士会と災害時の応援に関する協定を締結しました。

協定では、応援に必要な資機材等、業務の種類と内容、人数、場所、期間などの応援内容となっており、応援要請を受けた行政書士会は、無料相談センターの開設や罹災証明の発行手続などを行う予定です。

本会としては、今後、隣接する関東各県の行政書士会との災害協定締結に向けた協議を進めるとともに、大規模災害に備え、県民の安全・安心につなげていきたいと考えています。

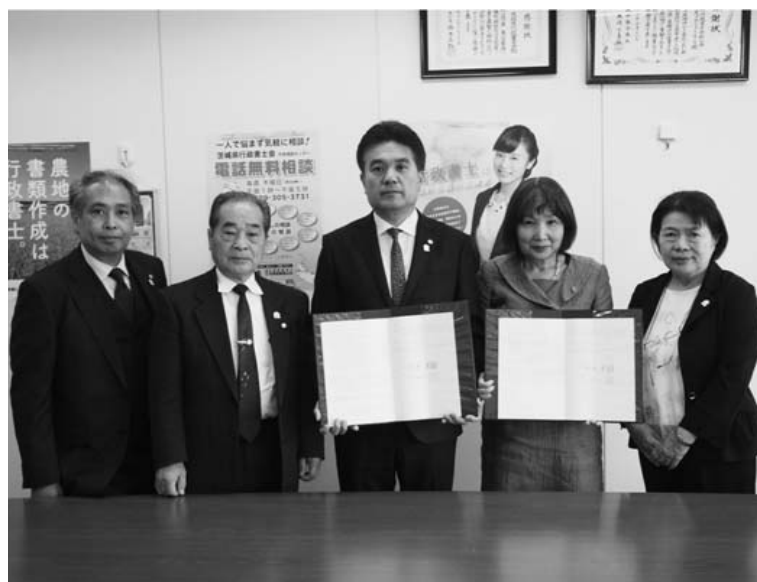
出席者

福島会側 丹野豊子 会長(当時)、塩崎京子 副会長

本会側 國井豊 会長、飯塚富雄 副会長、間中宏 総務部長



5月18日(木) 茨城新聞



間中、飯塚、國井、丹野、塩崎 (左から敬称略)

◎ 総務部

平成29年度 定時総会

日時 平29年6月2日(金) 午後1時～

場所 茨城県開発公社ビル4F会議室

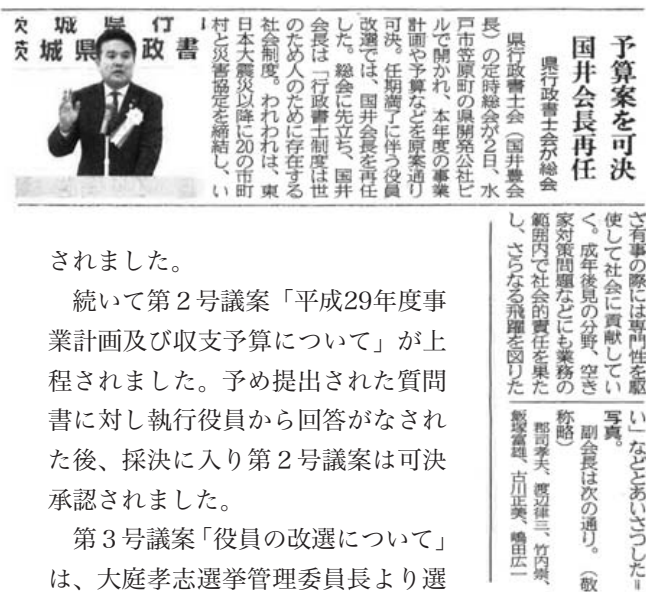
6月9日(金) 茨城新聞

間中理事の司会により、嶋田広一副会長が開会宣言をし、定刻通り開催されました。

まず、物故会員への黙祷が行われ、続いて行政書士倫理綱領を唱和し、次に國井会長が挨拶しました。それから、ご来賓である橋本昌茨城県知事のご祝辞、続いて本会顧問である高橋靖水戸市長、同じく本会顧問八島功男県会議員のご挨拶をいただきました。ご来賓の紹介の後、茨城県知事表彰、茨城県議会議長感謝状贈呈、茨城県行政書士会会長表彰が執り行われ、それぞれ記念撮影を行いました。受賞者の謝辞をうけて、来賓の皆様が退出後、竹内崇副会長の総会成立宣言があり、審議に入りました。

議長には栗屋勲代議員(県南支部)、副議長には石井真児代議員(鹿行支部)が選出され、竹内崇議事運営委員長による議事運営委員の紹介と、議事運営上の注意事項の説明がありました。また、議事録署名人として、小川眞澄代議員(水戸支部)小嶋幸江代議員(鹿行支部)が議長により指名されました。

審議に入り第1号議案「平成28年度事業報告及び決算報告について」が上程され、審議の前に監事から監査報告がなされた後、採決に入り第1号議案は原案通り可決



予算案を可決
国井会長再任
県行政書士会(国井豊会長)の定時総会が2日、水戸市笠原町の県開発公社ビルで開かれ、本年度の事業計画や予算などを原案通り可決。任期満了に伴う役員改選では、国井会長を再任した。総会に先立ち、国井会長は「行政書士制度は世のため人のために存在する社会制度。われわれは、東日本大震災以降に20の市町村と災害協定を締結し、い

「い」ならぬあいつした」
写真。副会長は次の通り。(数
家対策問題などにも業務の
範囲内で社会的責任を果た
し、さらなる飛躍を図った

されました。

続いて第2号議案「平成29年度事業計画及び収支予算について」が上程されました。予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされた後、採決に入り第2号議案は可決承認されました。

第3号議案「役員の改選について」は、大庭孝志選挙管理委員長より選挙管理委員が紹介され、続いて國井豊会長の無投票当選が報告されました。その後、副会長の指名、理事、監事の選出がなされ、第3号議案は決しました。

以上で審議が終了し、飯塚富雄副会長が閉会のことを述べ、定時総会は終了しました。



ご来賓の皆様

茨城県知事 橋本 昌 様
 本会顧問 水戸市長 高橋 靖 様
 本会顧問 茨城県議会議員 八島 功男 様
 本会顧問 参議院議員 岡田 広(代理)様
 本会顧問 衆議院議員 田所 嘉徳(代理)様
 茨城県議会事務局長 吉見 剛 様
 茨城県総務部市町村課長 潮田 勝利 様
 日本公認会計士協会東京会茨城県会会長 小林 保弘 様

茨城県知事表彰受賞者

県北支部	日立市	菅原 啓充 様
------	-----	---------

茨城県議会議長感謝状受賞者

水戸支部	笠間市	黒田 真一 様
	茨城町	大橋 廣中 様
県南支部	つくばみらい市	古賀 康夫 様
県西支部	下妻市	関 和吉 様
	筑西市	田口 敦彦 様
県北支部	日立市	古市 人見 様
鹿行支部	潮来市	園部 雅弘 様

茨城県行政書士会会長表彰受賞者

水戸支部	ひたちなか市	飛田 京子 様
	水戸市	鈴木 良明 様
県南支部	つくば市	明間 秀夫 様
県西支部	境町	肥後 盛芳 様
	古河市	大島 信夫 様
県北支部	東海村	高橋 昭 様
	常陸大宮市	笹沼 輝美 様
鹿行支部	鉾田市	方波見 正 様

茨城県行政書士会 役員名簿

平成29年6月2日

役職名	支部名	氏 名	事務所所在地
会長	水戸	國井 豊	大洗町
副会長	水戸	郡司 孝夫	水戸市
	県南	渡邊 律三	つくば市
		竹内 崇	かすみがうら市
	県西	飯塚 富雄	常総市
	県北	古川 正美	常陸太田市
理事	鹿行	嶋田 広一	鉾田市
	水戸	木村 司	水戸市
		橋本 哲	水戸市
		安 圭一	水戸市
		久保 朋央	水戸市
		三瓶 賢二	水戸市
		清水 健司	ひたちなか市
	県南	本郷 勝利	牛久市
		松田 秀幸	龍ヶ崎市
		海老原芳晴	つくばみらい市
		若山 民雄	石岡市
		坂本 淳子	かすみがうら市
		中山 満芳	阿見市
		石神 敦子	牛久市
	県西	増戸 美幸	筑西市
		下条 威之	桜川市
		間中 宏	坂東市
		石塚 紀雄	坂東市
		深谷 孝	桜川市
		永塚 崇洋	古河市
	県北	遠藤 実	那珂市
		中村 祐治	那珂市
	鹿行	佐藤 鉄也	神栖市
		大川かつ江	潮来市
監事	水戸	齋藤 孝夫	水戸市
	鹿行	吉川 俊	潮来市
支部長	水戸	木村 司	水戸市
	県南	石井 徹	龍ヶ崎市
	県西	安田 康一	筑西市
	県北	三橋 司	日立市
	鹿行	大庭 孝志	鹿嶋市

平成29年度 第2回理事会

日時 平成29年6月14日(水) 午後2時10分～午後4時50分

場所 水戸京成ホテル2F 瑠璃の間

出席者 会長、副会長、理事
(出席者29名、欠席者1名)
(オブザーバーとして相談役、監事及び支部長が出席)

議題1 審議事項

- 第1号議案** 相談役の委嘱について、原案通り承認されました。
第2号議案 業務執行部員の委嘱について、原案通り承認されました。
第3号議案 専門委員の委嘱について、原案通り承認されました。
第4号議案 綱紀委員会委員の委嘱について、原案通り承認されました。
第5号議案 会員指導委員会委員の委嘱について、原案通り承認されました。
第6号議案 申請取次行政書士管理委員会委員の委嘱について、原案通り承認されました。
第7号議案 顧問の委嘱について、原案通り承認されました。
第8号議案 日行連代議員の選出について、原案通り承認されました。

議題2 報告事項

- ア 広報・監察部支部通信員について、報告がありました。
 イ 暴力団等排除総合対策委員会委員について、報告がありました。
 ウ 特定行政書士委員会委員について、報告がありました。
 エ 平成29年度行政書士試験場責任者について、報告がありました。

顧問・相談役

役職名		氏 名
顧問	参議院議員	岡 田 広
同	衆議院議員	田 所 嘉 徳
同	茨城県議会議員	藤 島 正 孝
同	茨城県議会議員	館 静 馬
同	同	八 島 功 男
同	同	星 田 弘 司
同	水戸市長	高 橋 靖
相談役	会 員	小野村 正 徳
同	同	新 井 毅

綱紀委員会

役職名	氏 名
委 員	大 橋 廣 中
委 員	栗 屋 勲
委 員	小 嶋 信 行
委 員	中 庭 英 俊
委 員	田 向 敏 雄

会員指導委員会

役職名	氏 名
委 員	飯 塚 富 雄
委 員	嶋 田 広 一
委 員	間 中 宏
委 員	遠 藤 実
委 員	安 圭 一
委 員	中 山 満 芳

申請取次行政書士管理委員会

役職名	氏 名
委 員	柴 本 勇
委 員	橋 本 哲
委 員	松 田 秀 幸
委 員	中 村 祐 治
委 員	青 山 里 美

日行連代議員

役職名	氏 名
本会副会長	飯 塚 富 雄
本会副会長	古 川 正 美
本会副会長	嶋 田 広 一
本会副会長	郡 司 孝 夫
本会副会長	竹 内 崇
茨政連幹事長	阿 部 克 己

広報・監察部支部通信員

支部名	通信員名
水戸支部	梶 山 伸 治
県南支部	澁 谷 輝 男
県西支部	池ノ上 久 利
県北支部	大和田 廣
鹿行支部	内 野 敬 仁

業務執行部員及び専門委員

部名	担当副会長	理 事 名	専門委員
総務部	飯塚富雄	部 長 間中 宏	後藤 太一
		副部長 本郷 勝利	
		部 員 三瓶 賢二	
		部 員 大川かつ江	
広報・監察部	嶋田広一	部 長 遠藤 実	
		副部長 坂本 淳子	
		部 員 石神 敦子	
国土農地部	竹内 崇	部 長 久保 朋央	
		副部長 石塚 紀雄	
建設部	竹内 崇	部 長 下条 威之	
		副部長 海老原芳晴	

暴力団等排除総合対策委員会

役職名	氏 名
委 員	郡 司 孝 夫
委 員	木 村 司
委 員	中 山 満 芳

特定行政書士委員会

役職名	氏 名
委 員	木 村 司
委 員	安 圭 一
委 員	佐 藤 鉄 也

平成29年度行政書士試験場責任者

役職名	氏 名
総務部副部長	本 郷 勝 利

部名	担当副会長	理 事 名	専門委員
運輸交通部	渡邊律三	部 長 深谷 孝	小野崎佳昭
		副部長 佐藤 鉄也	
環境部	郡司孝夫	部 長 木村 司	阿部 克己
		副部長 若山 民雄	
保健風営部	郡司孝夫	部 長 安 圭一	
		副部長 中山 満芳	
国際部	渡邊律三	部 長 橋本 哲	
		副部長 松田 秀幸	
市民法務部	古川正美	部 長 増戸 美幸	
		副部長 永塚 崇洋	
		部 員 中村 祐治	
		部 員 清水 健司	

就任挨拶

このたび、総務部長を担当させていただくこととなりました県西支部の間中宏でございます。前期に引き続きましての拝命となりますが、今期も一生懸命に務めさせていただきたく思っております。

法や制度の目的に沿った本会の運営に資するように会則・諸規程の制定及び改正を進めることをはじめとしまして、前総務部時に企画立案しました事業計画等を実現実行すべくしっかりと取り組んでゆく所存です。

総務部長 間中 宏

また、現状の諸々の課題につきましても、フレキシブルな対応をこころがけますとともに、慎重に必要なかつ十分な精査検討等を加えながら、可能な限り打開策を講じてまいりたいと考えております。

國井会長のもと、飯塚副会長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員、後藤専門委員と一致団結し、総務部一丸となって会務を遂行してまいりますので、ご指導ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

第3回 総務部会

日時 平成29年6月28日(水) 午後1時30分～午後4時30分

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員、後藤専門委員

議題1 平成29年度事業計画等について

- ・前総務部からの引継事項について確認し、手順等を検討しました。

議題2 行政書士試験等について

- ・本郷副部長が試験場責任者に後藤専門委員がサブ責任者に就き、両名を中心に行政書士試験協力等に対応してゆくこととし、準備等主なスケジュールを確認しました。



三瓶、本郷、間中、飯塚、大川

◎ 広報・監察部

就任挨拶

広報・監察部長 遠藤 実

このたび、引き続き広報・監察部長を仰せつかりました、遠藤実と申します。皆様のご指導ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、広報・監察部では行政書士制度のPRを積極的に展開し、監察活動を適正に行うことにより、会員の皆様が地域で行政書士活動をしていただきやすくなるよう努力してまいります。

「行政茨城」は会員向けに読みやすく情報を提供できるよう、さらに法律改正や本会活動・各支部活動を適宜適切にお伝えできるように心がけてまいります。また、前期からスタートした情報誌「季のきらめき」を年2回のペースで発行することにより、多

くの方に“行政書士とはどういう仕事か？”というアピールを出来るよう、さらにはそれが会員の皆様に営業ツールとして活用していただけるよう、各部の協力も得ながら努力してまいります。

また、HPを活用してさらなる情報提供・情報交換が推進されるような仕組みを構築してまいります。

各支部からの通信員の皆様とも力を合わせて、会員の皆様のための広報・監察が出来るよう頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第1回 広報・監察部会

日時 平成29年6月19日(月) 午後3時～午後5時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、坂本副部長、石神部員

議題1 「行政いばらき」発行について

業者選定方法について協議し、複数の業者に見積を依頼することに決定しました。編集様式を各部長・各委員長・各支部通信員にメールで伝えることにし、各支部通信員には号ごとに部会に出席していただくことにしました。

そして7月号発行に向けての日程を確認しまし

た。また、毎回の発行部数を1,700部とし、会員への配送は当然のことですが、県内官公署へ配送している部数を増やす（今回新たに各市町村の秘書課・市民課へも配布するため）ことに決定しました。

議題2 「季のきらめき」発行について

年に2回発行している情報誌ですが、次回の巻頭特集は鹿行支部エリアの話題を取り上げることを確認しました。配布先は現在、会員へ約1,150部、県内官公署へ約770部、県内金融機関へ約800部となっ

ていますが、さらに配布箇所を増やしていくことにしました。さらに、各支部で開催している無料相談会での配布など活用方法を検討しました。

議題3 本会HP活用法について

本会行事のグーグルカレンダーの活用法について会員に周知することにし、さらに本会行事と支部行事の情報共有と管理について今後さらに検討することになりました。また、各支部通信員にも検討に参加していただくよう話し合いました。

議題4 監察業務について

非行政書士排除の活動について確認しました。また、会長からの情報提供により、事務所のあり方を議論しました。

議題5 その他

広報月間の日程を確認し、PRグッズについて話し合いました。去年はポケットティッシュを制作し活用しましたが、今年はどうするか検討しました。

第2回 広報・監察部会

日時 平成29年7月3日(月) 午後1時30分～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、坂本副部長、石神部員

議題1 「行政いばらき7月号」発行について

「行政いばらき7月号」発行に向けて編集作業を行いました。また、今期新たに選定された業者と早急に発行できるよう打ち合わせました。

第3回 広報・監察部会

日時 平成29年7月10日(月) 午後1時30分～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、坂本副部長、石神部員

議題1 「行政いばらき7月号」発行について

「行政いばらき7月号」発行に向けて編集作業を行いました。

第4回 広報・監察部会

日時 平成29年7月18日(火) 午後1時30分～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 嶋田副会長、遠藤部長、坂本副部長、石神部員

議題1 「行政いばらき7月号」発行について

「行政いばらき7月号」発行に向けて編集作業を行いました。

議題2 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき」発行について

「季のきらめき」第5号の発行に向けて、方向性や内容について打合せを行いました。



石神、遠藤、坂本、嶋田

◎ 国土農地部

就任挨拶

国土農地部長 久保 朋央

このたび、前期に引き続き国土農地部長を拝命致しました水戸支部の久保朋央と申します。国土農地部の活動も3期目となりました。

人間長く同じ事をやっておりますと、良い意味では経験と知識が積み上げられ、悪い意味ではマンネリ化してきてしまいます。これからの2年間はマンネリ化しないように、良い事については引き続き行い、また新しい試みも行って会員の皆様のお役にたてるように頑張って活動をしていきたいと思ひます。

2年前にも書きましたが、農地法関係業務は行政書士の古典的かつ独占的な業務です。特に非行政書士の排除については一朝一夕には出来るものではありません。今期も非行政書士排除を含めた職域の確保と、研修会を中心とした会員の皆様のレベルアップという2本の柱を中心に頑張っていきたいと思ひますので、どうか会員の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第1回 建設部・国土農地部合同部会

日時 平成29年6月27日(火) 午後1時～午後4時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 竹内副会長、建設部・下条部長、海老原副部長
国土農地部・久保部長、石塚副部長

まずは、出席者全員で茨城県監理課・農業政策課・建築指導課及び茨城県農業会議へ新役員就任の挨拶回りをしました。

議題1 本年度研修会について

本年度の研修会について年間の計画と、取り急ぎ第1回の研修会を建設部・国土農地部同日に行うことで日程調整をしました。

議題2 本年度の活動について

研修会以外の本年度の活動について、方向性と概略を協議し、早速具体的に動いていくこととしました。

議題3 (仮称) 北関東会議について

北関東3県(茨城・栃木・群馬)の合同会議を建設部で行いたいとの事だったため、国土農地部についても同時に行う方向で他2県の行政書士会と開催に向け日程等の協議を行いました。



石塚、久保、竹内

◎ 建設部

就任挨拶

このたび、建設部長に就任いたしました、県西支部の下条威之と申します。

ご存知の通り改正建設業法が昨年施行され、施工技術の専門化や施工実態の変化を鑑み、建設業法上29番目の業種として解体工事業が新設されました。

私見ですが、それまでの「造る・保全する」ことが目的の建設業に「壊す・整理する」建設業が業種として加わることで、これからの建設業のあり方が徐々に変化していくようにも見受けられます。

もちろん私たち建設部といたしましても、法改正をはじめ建設業のあり方に変化が生じれば素早く対応し、会員の皆様への確かな情報を逐一発信すると共に、皆様の円滑な業務処理が可能となるよう努力してまいります。そのためには茨城県及び関係機関、あるいは先進単位会との更なる関係強化が必要となりますので、関係各機関との意見交換を積極的に行い、有用な情報は細大漏らさず獲得し、その成果は業務研修会など目に見える形で会員の皆様へ還元し

建設部長 下条 威之

てまいりたいと思います。

かく言う私自身、甚だ力量不足ではございますが、先達である竹内副会長、海老原副部長のご助力を得て、個別事業を着実に進めてまいる所存ですので、皆様のご協力をお願い申し上げます。



海老原、下条、竹内

◎ 運輸交通部

就任挨拶

運輸交通部長 深谷 孝

このたび、運輸交通部長に就任いたしました県西支部の深谷孝でございます。

前期に引き続き担当させていただくこととなりました。

今年度は、引き続き出張封印制度の法改正に伴う諸手続きが予定されております。関係各所との連絡を密にして渡邊副会長、佐藤副部長、小野崎専門委

員と前期からは1名減の体制となりますが、年度内早期実施に向け作業を進めていく所存です。

また、担当諸官庁や関係諸団体との信頼維持強化にも引き続き注力するとともに、会員の皆様には都度の情報提供と実務に沿った研修を実施してまいります。

制度改革をチャンスとすべく、活動してまいりますのでよろしくお願いいたします。

第1回 運輸交通部会

- 日時 平成29年4月3日(月) 午前10時30分～正午
- 場所 茨城県行政書士会事務局
- 出席者 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員
- 議題 丁種封印制度新設に伴う事務打合せ

第2回 運輸交通部会

- 日時 平成29年4月24日(月) 午前10時30分～正午
- 場所 茨城県行政書士会事務局
- 出席者 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員
- 議題 丁種封印制度新設に伴う移行業務打合せ

丁種封印制度新設に伴う打合せ

- 日時 平成29年5月10日(水) 午後2時～3時30分
- 場所 茨城県自動車販売店協会 水戸市住吉町292-5
- 出席者 深谷部長、小野崎専門委員、市川専務理事、担当係長
- 議題 法改正に伴う確約書の取交しについて

丁種封印制度新設に伴う打合せ

- 日時 平成29年5月12日(金) 午後3時30分～4時30分
- 場所 茨城県行政書士会事務局
- 出席者 深谷部長、小野崎専門委員、皆尺寺専務理事、長谷川係長
- 議題 法改正に伴う確約書の取交しについて

封印取付委託要領改正に伴う説明会

- 日時** 平成29年5月29日(月) 午後1時30分～4時
- 場所** 茨城県開発公社ビル1階会議室
- 出席者** 渡邊副会長、深谷部長、富田副部長、佐藤部員、小野崎専門委員
- 講師** 小野崎専門委員
- 参加人数** 65名

丁種封印制度新設に伴う打合せ

- 日時** 平成29年6月21日(水) 午後1時30分～3時
- 場所** (一財)関東陸運振興センター応接室
- 出席者** 深谷部長、佐藤副部長、小野崎専門委員、綿引支部長、田中支部長
- 議題** 法改正に伴う移行作業確認

第3回 運輸交通部会

- 日時** 平成29年6月26日(月) 午前10時～11時30分
- 場所** 茨城県行政書士会事務局
- 出席者** 渡邊副会長、深谷部長、佐藤副部長、小野崎専門委員
- 議題** 新年度業務打合せ

第4回 運輸交通部会

- 日時** 平成29年7月5日(水) 午前10時30分～午後1時
- 場所** 茨城県警及び茨城県行政書士会事務局
- 出席者** 渡邊副会長、深谷部長、佐藤副部長、小野崎専門委員
- 議題** 県警への挨拶と10月研修会講師依頼
丁種封印制度規定・規約事務打合せ



渡邊、深谷、佐藤

◎ 環境部

就任挨拶

環境部長 木村 司

環境部長を引き続き担当します木村司です。よろしくお願いいたします。

環境部が設けられて6年間、産業廃棄物・その他環境に関する法令関係業務の指導及び連絡、改善に関する企画・立案、研修会の開催、さらに県や市町村との連絡・調整を行ってきました。

今後も、茨城県廃棄物対策課との情報交換を密にして関係強化を図っていくとともに、同課に講師を

依頼し、的確な情報を会員の皆様に還元し、能力向上の機会を設けていきます。

また、一般の事業者の皆様を対象に、新規の収集運搬業講習会受講者や各講習会参加者向けに、許可申請にかかる無料相談会を昨年から実施していますが、今後も引き続き実施し、社会貢献を行うとともに、行政書士の知名度向上を図っていききたいと思います。



郡司、木村、若山

◎ 保健風営部

就任挨拶

保健風営部長 安 圭一

このたび、保健風営部長に就任いたしました安圭一です。

保健風営部としましては、保健所及び警察を窓口とする諸手続きに関する業務の専門部として、これまで以上にその専門性を追求していきたいと考えております。

行政書士の定番業務についてはもちろんですが、これまであまり扱われていない業務を掘り起こすこ

ともにも力を入れていきます。さらに、特定行政書士制度がスタートしたこと、許可認可の申請だけでなく、各業法上の遵守事項と違反行為に対する行政処分といった分野にも行政書士が関わっていくことが可能となっています。そういった分野も含めた行政手続きのスペシャリストとして、行政書士がさらにその認知度を高めていけるよう、活動していく所存です。



中山、郡司、安

◎ 国際部

就任挨拶

国際部長 橋本 哲

平成29年度、国際部の部長職を拝命いたしました水戸支部選出の橋本哲と申します。

茨城県国際課の統計によりますと、平成28年12月末現在、我が県の在留外国人は58,182人となっており、東日本大震災以降純増を続けております。全国第10位の規模となるこの人口は茨城県全人口の2%を占めており、年々その割合が高くなっていくことは容易に予想できます。

例えば、茨城県内の各地域では既に国籍や信仰宗

教を抛りどころとした様々なコミュニティが形成されており、このようなコミュニティを「安住の地」と捉え、県外、はたまた国外から茨城県での在留を求める外国人が増えていくことでしょう。

外国人の出入国及び在留手続きの一翼を担う私たち行政書士は、外国人の良き隣人として共に言葉の壁を乗り越え、差別や偏見のない生活環境が提供できるように弛まぬ努力を継続していかなければなりません。



橋本、渡邊、松田

◎ 市民法務部

就任挨拶

市民法務部長 増戸 美幸

市民法務部では、許認可業務以外の権利義務に係る業務、それに関連する研修会あるいは行政書士が関わることができる新規業務の開拓などをおこなっており、さらに、業務に関連の深いと思われる市町村、業界団体の方々とも連携をさせていただいております。このようなことを通して、会員の皆様の業務につなげることができるよう努めてまいります。

なお、業務とは別に行政書士への理解を深めるた

め、行政窓口への訪問なども行っております。さらには学校にも赴いて法教育等の実施をすることにより、子供たちへの啓蒙、また一般の方々に向けては電話での無料相談を行う「市民相談センター」の運営なども行っております。

今後も今まで行ってきた事業の展開と行政書士の様々な可能性を引き出せるよう活動してまいりますので、ご指導、ご協力をお願いいたします。

市民法務部会報告

日時 平成29年6月27日(火) 午前10時～正午

場所 開発公社ビル5F 行政書士会事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員、清水部員

事業 平成29年度第1回市民法務部会議の開催

事業の内容

1. 年度事業について確認しました。
 - ・災害支援相談員養成研修日程の担当
 - ・市民相談センターの運営
 - ・知的資産グループの立ち上げ
 - ・法教育の推進
 - ・成年後見業務と市町村との連携方法
 - ・研修会（家族信託、その他）
 - ・創業支援について連携先の確認
 - ・八士会関係の無料相談会の予定
2. 新人研修について
年度内に県南地域行うこととしましたが、日時については、後日検討することになりました。

事業報告

事業報告

●4月26日

「道路内民地等に関する業務受託に向けた研修会」に永塚部員が参加しました。

●5月16日

「空家対策推進のための新規制度等に係る説明会」に担当副会長が出席しました。

●5月19、20日

水戸京成ホテルにおいて新人研修を行いました。参加者は14名でした。

●5月23日

「成年後見制度利用促進計画説明会」の担当副会長が参加しました。

●5月30日

結城創業支援ネットワークに部長が参加しました。

●6月5日

古河市創業・事業承継ネットワークに担当副会長が参加しました。

●6月13日

土浦市、創業・事業承継支援事業活動報告会に部長が参加しました。



新人研修アンケート結果

- ・ バリエーションに富んだ内容で、また、同じ立場の方々と交流できる場も豊富に与えていただき、ありがたかったです。事務局の方々も皆さん大変熱心で、非常にしっかりと準備されていたことがうかがえ、すばらしいと感じました。質の高い研修会でした。
- ・ 具体的な講義でこれから始める（開所）私には大変勉強になりました。会員同士とも懇談でき、共通の悩みもあり有意義な研修でした。
- ・ 大変有意義な研修でした。日頃不安・疑問を感じていたことが、解消してきた気がします。
- ・ 短期間であったが内容の深いものでした。
- ・ 業務全般の流れが分かりやすくよかったと思います。特に、実務者（戸籍、建設業、農転等）をご紹介いただけたのと、委任状の書式をいただけたので大変助かりました。ありがとうございました。
- ・ タイミングが開業してしばらく経ち、少々でも問い合わせや受任があった後でありましたので、内容を実感を持って理解でき、為になりました。
- ・ 登録して、今後どのように事務所を運営していくのか不明確な中で、当研修はかなり参考になりました。私は以前行政書士を3年間登録していましたが、その当時は、このような研修もなく、意欲的となれなく、廃業した経験を持っています。この度4年振りに登録しましたが、この研修を受けたこともあり、頑張りたいと思っています。
- ・ まだ自分の方向性が見えず、不安なまま研修に参加しましたが、同じような思いでいる方々に出会うことができ、ほっとしました。試験の勉強やひとりで本を読んでいるだけでは分からないことを講義で知ることができ、資料も多くいただけてしっかり勉強していこうという気持ちになりました。このような場を用意していただきありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。
- ・ 身近な存在の同期の方々と横のつながりを深めることができ、とても有意義でした。また、ベテランの講師の貴重なお話、特に模擬相談は大変参考になり、かつ自分の勉強不足を痛感しました。
- ・ なかなかおもしろかったです。
- ・ 登録したものの、漠然とした不安を抱えていたので、今回研修に参加し、いろいろな話を聞くことができて前向きに考えられるようになりました。他に開催している研修に参加したいと思います。
- ・ 2日間にわたり有意義な研修を開催頂きありがとうございました。今後開業するにあたり、様々なヒントを得ることができました。また他の行政書士の先生と知り合う良い機会となりました。
- ・ アットホームで楽しい研修でした。先生方ありがとうございました!!



中村、増戸、古川、國井会長、永塚、清水

◎ 会員指導委員会

平成29年度第2、3回会員指導委員会

日時 平成29年5月11日(木)、6月1日(木) 午前11時～午後1時

場所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚委員長、嶋田副委員長、久保委員、三瓶委員、本郷委員、間中委員、遠藤委員

議題1 コンプライアンス研修会、補助者研修会について

これまで2年間の各研修会をかえりみて、一層の内容充実を図るため、そのあり方（日程、場所、内容）について検討し、次期委員会への引き継ぎ事項をまとめました。

議題2 会費滞納者への対応について

会費の完全徴収へむけて具体的施策（訪問督促、訴訟等）について検討し、次期委員会から実行できるよう、調整しました。

議題3 本会へ寄せられた会員への苦情について

現在懸案となっている本会会員への苦情について、各担当からの処理状況報告の後、個々の案件につき、分析、その対応策を検討いたしました。苦情案件は減少傾向にあるようです。

議題4 その他

事務所調査、職務上請求書払出等につき、現況分析、改善案を検討し、次期への引き継ぎ事項をまとめました。

会議終了後、「職務上請求書の払出」及び「コンプライアンス研修会」を実施しました。

大切なお知らせ

1. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を今般改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すことといたし、平成28年12月20日開催の理事会において提案し承認可決され、同日施行されましたのでお知らせいたします。

主 な 改 正 点

- ① 規程のタイトルを変更（法的措置対象者を追加対象者とするため）
旧：会費滞納者の公表に関する規程
新：会費滞納者及び法的措置対象者の公表に関する規程
- ② 第2条（用語の意義）に第3号を次のとおり追加する。
（3）「法的措置対象者」とは、本会が要請した支払督促、若しくは提訴した民事訴訟（少額訴訟・通常訴訟）の相手方である会員（個人会員にあっては会員、法人会員にあっては法人及び本会に所属する社員）をいう。
- ③ 法的措置対象者を掲示するため、本条を新設追加する。
（法的措置対象者の掲示）
第4条の2 法的措置対象者に該当した場合、次の事項をインターネット上の本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に掲示する。
（1）個人会員にあっては事務所名及び会員名
（2）法人会員にあっては法人名及び本会に所属する社員名
法的措置となる問題が解消されたとき（本会が支払督促、若しくは民事訴訟を取下げた場合を含む。）には、すみやかに掲示したすべてを削除する。

会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に延納や減免の申出をすることができる規定があります。（会則第15条）

2. 「職務上請求書」 払出方法について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法は以下のとおりとなっております。

①払出日が設定されています。



→第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、即日の払出しが出来ない場合があります。

※郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要です。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

コンプライアンス研修会 受講申込書

平成29年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
8月期	8月3日（木）午後1時30分～午後4時30分	茨城県開発公社ビル5階会議室	
9月期	9月7日（木）午後1時30分～午後4時30分	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所住所：	
会員氏名：	登録番号：第 号

※本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

3. 「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正（平成26年10月1日）により、「補助者証」の取扱いは以下のとおりとなっております。

① 「補助者証」に有効期限が設定されています。



◇新規登録した補助者

有効期限 登録から2年間

◇登録更新した補助者

有効期限 登録更新から5年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

② 「補助者研修会」の受講が必要です。

補助者規定第6条3の規定より、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時まで、研修会を必ず1度受講して下さい!!

◆補助者研修会日程◆

日 時：平成29年9月21日（木） 午後1時30分～
場 所：茨城県開発公社ビル 1階 会議室
受 講 料：500円

【補助者研修会 受講申込書】

平成29年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
9 月 期	9 月 21 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分	茨城県開発公社ビル 1 階 会議室	

【申込期限：開催日の7日前まで】

支部名：	会員名：
------	------

補助者名 (補助者証No.)

※補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

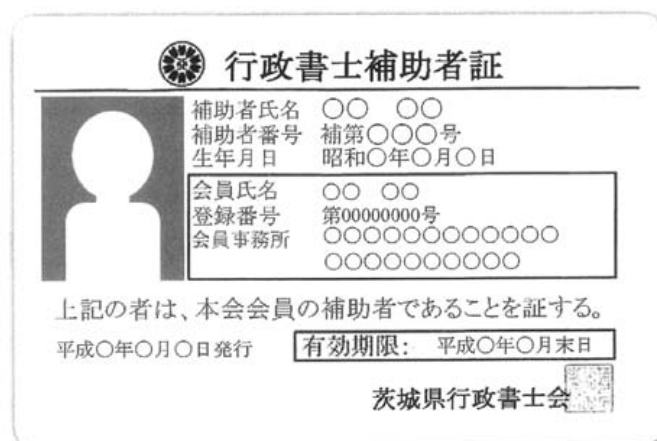
4.補助者証をご確認ください！

補助者を設置している会員の皆様におかれましては、補助者証をご確認ください。



旧タイプ

(有効期限が記載されておらず、平成28年10月1日以降の使用は不正使用となっています。)



新タイプ

(有効期限が記載されています。)

1. 補助者証が旧タイプの場合

①引き続き補助者を設置する方は……

速やかに「補助者研修会」を補助者に受講していただき、「補助者設置届」を事務局にご提出ください（郵送可）。

②補助者を設置しない方は……

補助者廃止届と補助者証を速やかに事務局にご提出ください（郵送可）。

2. 補助者証が新タイプの場合

記載されている有効期限にご注意ください。有効期限内に「補助者研修会」を受講していただき、「補助者証更新申請書」（期限3か月前から受付）を事務局にご提出ください（郵送可）。

※補助者証は即日発行できません。余裕をもってお手続き願います。

皆様のご協力をお願いします。

5.職務上請求書の購入について

職務上請求書払出日

毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④職務上請求書払出研修会またはコンプライアンス研修会の修了証の写し

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票または会員証をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊800円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2＋2冊まで

保管方法

- ・職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- ・書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- ・登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- ・【使用済みの職務上請求書の場合】
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- ・【使用中の職務上請求書】
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

平成 年 月 日

茨城県行政書士会

会長 國井 豊 殿

登録(法人)番号 :

支 部 :

氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購入申込書

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考: 所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

- ・ 初回の購入申込み
- ・ 紛失 その他 (願末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

◎ 特定行政書士委員会

就任挨拶

委員長 木村 司

今回、新たに設けられました特定行政書士委員会の委員長を務めます木村司です。

許認可業務を広く行っている我々が、官公庁に対して不服申立をすると、せっかく築いてきた行政との関係がぎくしゃくしないか、悪化しないかと懸念され、特定行政書士を目指すことを躊躇される、敬遠される先生方もいらっしゃるかと思います。

しかし、この件につきましては、日行連が今年3月に発行した「特定行政書士業務ガイドライン」にも記載がありますが、行政不服審査法の立法目的には、国民の権利利益の救済のほかに、行政の自己統

制も挙げられており、不服申立業務は、より良い行政の実現に寄与するもので、決して行政側を敵に回すものではありません。これまでの許認可取得部分より広範囲で行政とかわり、関係を密にでき、県民、置き換えれば皆様の顧客の権利利益を守っている存在となるものです。

以上、この制度の趣旨が、会員の皆様に十分に理解されるよう、ひとりでも多く、特定行政書士になっていただけるよう、尽力していく所存ですので、よろしくお願いいたします。

特定行政書士委員会規程

(目 的)

第1条 この規定は、茨城県行政書士会（以下、「本会」という。）に特定行政書士委員会を設置し、その組織及びその運営に必要な事項を定めることにより、特定行政書士に係る制度推進事業や能力向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第2条 前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- (1) 特定行政書士の制度推進・情報収集・広報活動に関する事業
- (2) 本会における特定行政書士の名簿編成、各種事務処理に関する事業
- (3) 特定行政書士試験にかかる法定研修会及び試験の運営管理
- (4) 特定行政書士に向けた研修会の実施等
- (5) 特定行政書士を目指す会員向けの説明会等の実施
- (6) 広く会員に向けて、特定行政書士に関する研修会の実施

(委員会の組織)

- 第3条 本会の会員であり、行政書士法第1条の3第2項に基づく特定行政書士の付記がなされた者から選任する。
- 2 原則として、本会理事の中から選任する。ただし、本会会長が必要と認めた場合は理事以外の者から選任することを妨げない。
 - 3 委員は6名以内とし、その任期は本会会則第20条の規程を準用する。
 - 4 委員会には、委員長1名と副委員長1名を置き、委員の互選によって決める。
 - 5 委員長は会を代表して、その事務を総理する。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時または欠けたときはその職務を代行する。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は、平成29年6月2日から施行する。
- 2 第3条第3項の規程に関わらず、最初の委員の任期は平成30年度の事業報告にかかる定時総会までとする。



安、佐藤、木村、國井会長